

平成 29 年 12 月 11 日

第 12 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成29年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年12月11日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出

第 3 議案第 1 号 農地利用状況調査による非農地通知について

第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 磯崎 良一

## 7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成 29 年第 12 回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は 8 名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2 番 石松委員、6 番 佐藤委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長 次に、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 はい。それでは着座にて報告いたします。横番の資料の 1 ページ、報告案件ですので議決案件ではございませんが、後で出てくる賃借等の案件に影響して参りますので先に報告させていただきます。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項による届出について、農地法第 18 条第 6 項による下記の届出について受理した事をここに報告する。平成 29 年 12 月 11 日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号 1 です。まず土地の所在につきましては大字北里になります。筆は 1 筆で田です。面積 2,568 m<sup>2</sup>です。賃貸人賃借人以下のとおりでございます。解約の理由は双方の

合意によるということでございます。別紙の縦版1ページ合意解約届出書、それから、裏面に印鑑登録証明書がついています。続きまして、2番になります。土地の所在は黒淵、筆は2筆になります。面積は2筆2,778㎡でございます。賃貸人、賃借人以下のとおりでございます。解約の理由は双方の合意によるということでございます。資料につきましては別紙の3ページに合意解約書がついております。裏面が借手の印鑑登録証明書がついております。ちなみにさきほど説明した番号1は議案4号としてまた賃借の案件が出てまいりますし、番号2については議案第2号で3条の所有権移転の案件が出てまいります。以上で説明を終わります。

**議 長** 　　ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

（質問・意見なし）

**議 長** 　　ないようですので、報告第1号を終わります。

**議 長** 　　次に、日程第3 議案第1号「農地利用状況調査による非農地通知について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局 長** 　　議案第1号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」平成29年12月11日提出 小国町農業委員会会長松岡克明でございます。土地については下城で2筆になります。登記簿、現況ともに畑で、面積が1,948㎡と5,663㎡で所有者は以下のとおりでございます。調査年月日は平成29年10月21日、利用状況調査の結果ですが遊休農地ではない農地でB分類です。別紙資料5ページを見ていただきたいと思います。総会の議決を経ましたら5ページにつけてある資料の案を削除して、所有者に通知する予定でございます。ポイントだけ読みます。平成29年12月11日の農業委員会の総会において農地利用状況調査に基づく町内の農地を協議した結果、下記の農地は農地に該当しない旨判断しましたのでお伝えいたします。以下は大津の法務局に手

続きをとってくださいということで下に該当の土地の情報が載っております。それからめくっていただいて6ページ。ここには補足として本人又は司法書士事務所等が手続きをする場合にその他必要な書類を参考のためにつけさせていただいております。それから、7ページは利用状況調査という事でしたのでそのときの調査員のこれをつけさせていただいております。それから9ページが、たまたま地積が終了しておりますので、農地ナビというこれはどなたでも検索できる画面なんです、丸がついているところが地積が終わった場所でピンが立ちます。このピンがたっているところの赤い色で囲んであるところが今回の対象の農地でございます。空から見た形では圃場が残っているように見えますが、実際の現場は森林化しております。次の11ページ近づくとも逆にわかりづらいので引きで撮った写真でございますが、B判定という事でこういう状態になっております。以上で説明を終わります。

**議 長** ただいまの事務局からの説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

**1 番** 先だって事務局と安武委員と確認にいきました。11ページの写真をみてもわかりますように笹がもうどうにもこうにもならないような場所でしたので、非農地判定することとなりました。地目を変更しないとダメだろうと思ひまして。皆さんのご審議方よろしくをお願いします。

**議 長** ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局と地元委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。

ありませんの声あり

**議 長** では、よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

**議 長** 次に、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事 務 局 長** 議案第 2 号です。農地法 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。平成 29 年 12 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号 1 です。土地は黒淵になります。田んぼが 2 筆で合わせて 2,778 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条による無償移転でございます。譲渡人、譲受人以下のとおりでございます。詳しくは別紙の 13 ページからからです。3 条の許可申請書の写しがつけてあります。それから、15 ページが作付け予定の作物水稻、それから農機具の情報でございます。また、農作業に従事するものということでここに農作業歴 35 年と妻 20 年とありまして、耕作地まで 35km45 分とありますがこの方については 13 ページにもありますが、町外の方でございます。定年されて農業を行いということでございます。この農業歴については黒淵の実家の手伝いということの前々からずっと手伝いをやっていたということでございます。譲受人の家族構成と権利取得後の農地の面積ですが、3,696 m<sup>2</sup>ということで、小国町が下限面積を 3,000 m<sup>2</sup>にしたことによって今回の案件は該当するということになります。それから、18 ページが周辺地域との関係、と役割分担について記載されております。土地の権利については登記簿の写しが 19 ページにあります。関係性を表示したものが 22, 23 ページにあります。24 ページから営農計画がついております。26 ページは字図になりまして 27 ページがゼンリン地図 27 ページにあります。28 ページは確認表の写し、29 ページに現場の写真をつけております。以上で説明を終わります。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

**2 番** 現地の方の確認をいたしました。それから譲受人の方も日田からの通勤での農業ということですが十分可能と判断しております。

**議 長**        それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5        番        この場所はどこあたりになりますか

事 務 局        国道 387 号線沿いの右手にあります。

2        番        ○○商店を過ぎたところですか。一番いい場所ですが。

4        番        今年はどなたか作っておったんでしょうか

2        番        ○○さんでしょうかね。合意解約が出ていましたので。

**議 長**        それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長**        全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。

**議 長**        次に、日程第 5 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長        議案第 3 号になります。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第 4 条第 1 項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成 29 年 12 月 11 日提出、小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。番号 1 です。土地は下城になります。畑が 1 筆で面積は 653 m<sup>2</sup>です。申請人は以下のとおりです。申請の目的は植林になります。転用の理由の欄に書いてありますが、周辺を山林等に囲まれていて平成 20 年 3 月に杉の木を植林しすでに山林となっています。資料は 21 ページからです。熊本県知事宛の許可申請書をつけております。これにつきましては始末書付きの追認という形なんですけども 33 ページに事業計画をつけさせていただいています。それから 34 ページのゼンリン地図で位置関係がわかると思

います。35ページが地籍図です。土地についての情報は登記簿の写しが36、37ページです。抵当権については抹消されております。38ページが熊本県知事あての始末書でございます。それから37ページは排水計画とそれに伴う排水同意書41ページが確認書。場所が下城ですので農地ナビで見ることができまして43ページを見ていただくとこの赤い丸が当該の場所でございます。見てのとおり山になっております。45ページが現場の状況となっております。引きで撮っておりますがごらんのように山になっております。以上で説明を終わります。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いいたします。

**1 番** 11月21日、事務局と農業委員2名で現地立会をいたしました。もうこのとおり杉が植わっていてどうしようもないようなところ。地目変更が最適ではなかろうかと思っておりますが皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

**議 長** それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

**2 番** 5ページの非農地通知の案件とこの案件では内容はどちらがうのか。

**事 務 局** 事務局としては、この部分については国、県の関係がございまして、明らかに人工的に植林をした場所はですね、非農地処理をするのは好ましくないという通達がでておりまして。要するに荒れて森林化して竹藪のような状態はB判定ですけども、いかにも人工的に植林をしたものまでB判定とするのは農業委員会の総会の権限の越権という通達が出ておりまして始末書をつけて正式に県知事へ申請を出してくださいということで追認になります。

**2 番** わかりました。

**7 番** 排水計画図がありますが、これは今までもついていたでしょうか。



事務局 排水計画図は、県に申請を上げるときに必ず問われるもので  
必須の書類となっております。

議長 他に質問がなければ、採決いたします。議案第3号について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第6 議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を  
議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 別冊になります。議案第4号農業経営基盤強化促進法による  
農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定により下記農地の利用集積計画の決定につい  
て審議を求める。平成29年12月11日提出、小国町農業委員会  
会長松岡克明でございます。番号1。農地の所在地は北里になり  
ます。田んぼが1筆で2,568㎡です。これについては新規の設  
定になります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける  
者、以下のとおりでございます。冒頭、報告案件の合意解約後  
の新しい貸し借りになります。利用目的は水稲で期間は3年で  
ございます。物納による賃借でございます。別紙48ページに利  
用権設定の用紙があります。今回は新規の設定ですので借手の  
情報を説明します。下の方に農業経営の状況ということで借手  
の情報ですが、男66歳、農作業従事日数が300日。それから権  
利を受ける土地の面積、設定後の面積、主な作物は水稲。世帯  
員は男1名女1名でございます。

続いて番号2に移ります。利用権を設定する農地は下城にな  
ります。農地は田です。面積は508㎡。利用権を設定する者、  
利用権の設定を受ける者、以下のとおりでございます。利用目  
的は田で期間は2年です。1筆15,000円の単価でございます。  
別紙については49ページ。この件については再設定になります  
ので説明は以上といたします。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 お尋ねでございますが、13ページの3条の許可申請と今回の農業経営基盤強化法の集積計画ですがやる事は同じようなことですが、この集積計画は補助金がつくような制度なのでしょうか

事務局 お答えいたします。13ページは農地法による権利が動く場合が3条になります。議案4号は貸借で所有権は動きません。大きな違いは所有権が動く場合が農地法3条、売買、無償譲渡ですね。所有権は動かず貸借の場合が経営基盤強化法で、大きな違いはここになります。ただし、希に3条による貸借もあります。わかりやすくいうと、3条は所有権を移転する場合で、貸借は経営基盤強化法がほとんどです。法律上でいうとこちらの場合は、期限が来れば貸借の権利が消滅しますが、3条での貸借は期限が来ても正式な手続きをとらないと貸借の権利が続くということでございます。現在は貸借は基盤強化法でやっています。また補助金は今回の案件に該当はありません。

2番 わかりました。できればですね、13ページの申請書の対価の欄にも無償譲渡といれていただくとわかりやすいと思います。

事務局 わかりました。議案にはありますけども申請書に入っておりませんでしたのでわかるようにいたします。ご指摘ありがとうございます。

議長 3条は登記を伴う法律的な行為ですね。たまに許可を受けてもそのままにしている方がいるから困るとですが、4条5条でもそうですけども、農業委員会の許可が下りたから終わりとしている方もいるから注意はしていますけども。他に質問はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

**議 長** それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第12回総会を閉会致します。

平成29年第12回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

6 番